



# 個別注記表

(令和1年4月1日から令和2年3月31日まで)

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### a. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品…個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

### b. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）および2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用しております。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、取引総額が3百万円以下のリース取引については、重要性の乏しいリース取引として通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### c. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。この結果、当事業年度末において貸倒引当金は計上しておりません。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込み額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の計算は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法によっております。

### d. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 追加情報

### a. 連結納税制度からグループ通算制度への以降に係る税効果会計の適用

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020年3月31日企業会計基準委員会実務対応報告第39号）により繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式数

普通株式 30,000株

以上